

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.10

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業  
弁護士 鈴木 克昌

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

【報告義務発生日】 2025年3月26日

【提出日】 2025年4月2日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社 A C S L
証券コード	6232
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所グロース市場

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク (Heights Capital Management, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート7 15、1201Nオレンジストリート、ワン・コマース・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	1996年9月5日
代表者氏名	マーティン・コビンガー(Martin Kobinger)
代表者役職	プレジデント(President)
事業内容	投資

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 弁護士 鈴木 克昌 熊谷 真和 水本 真矢 鈴木 彬史 橘川 文哉
電話番号	03-6266-8559

## (2)【保有目的】

純投資（提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する）
-----------------------------

## (3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。
-------------

## (4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			45,350
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H 920,500
新株予約権付社債券(株)	B	-	I 937,783
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,903,633
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,903,633
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		1,858,283

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2024年12月31日現在)	V	14,930,675
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		11.34
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		12.82

## (5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年3月14日	新株予約権付社債券 (第1回無担保転換 社債型新株予約権付 社債)	210,021	1.25	市場外	処分	新株予約 権の行使

2025年3月14日	株券	210,021	1.25	市場外	取得	新株予約権の行使による取得(827円)
2025年3月21日	新株予約権付社債券 (第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)	294,029	1.75	市場外	処分	新株予約権の行使
2025年3月21日	株券	294,029	1.75	市場外	取得	新株予約権の行使による取得(827円)
2025年3月21日	株券	210,000	1.25	市場内	処分	
2025年3月25日	株券	140,200	0.84	市場内	処分	
2025年3月26日	株券	108,500	0.65	市場内	処分	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者はCVI Investments, Inc. (「割当先」)との投資一任契約に基づき、割当先のため株券等へ投資を行う権限を有する。

<第1回無担保転換社債型新株予約権付社債>

- (1) 譲渡(但し、Bank of America、J.P. Morgan、Goldman Sachs & Co.又はこれらのいずれかの関連会社(「BofA等」)に対する譲渡を除く)の際に発行者の取締役会の承認が必要である。
- (2) 各転換価額修正日に一定の条件が充足された場合、原則、割当先は、社債の総額の8分の1に相当する額又は残存する社債の総額のうち低い額に係る部分(本対象部分)を、当社普通株式に転換する。
- (3) 各転換価額修正日に、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、原則、発行者は、本対象部分を、各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額を0.9で除した金額で償還する。
- (4) 一定の事由が発生した場合、発行者は残存する新株予約権付社債の全てを各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額の125%に相当する金額又は買取契約に従い算定される時価のうち高い方の金額で償還する。
- (5) 発行者は、割当先に対して、20取引日以上前に、一定の期間を定めた通知を行い、当該期間中に割当先より新株予約権付社債の現金決済を希望する旨の通知を受領した場合に限り、発行要項第12項第(7)号に基づく新株予約権付社債の取得ができる。

<第2回無担保転換社債型新株予約権付社債>

- (1) 譲渡(但し、BofA等に対する譲渡を除く)の際に発行者の事前の書面による承諾が必要である。
- (2) 発行者は、一定の事由が生じた場合、割当先が発行者に対して書面等により、残存する新株予約権付社債の全部又は一部の買入消却を求めたときは、当該新株予約権付社債を各社債の金額100円につき金100円で買い入れ、当該新株予約権及び社債を消却する。

<2023年第1回新株予約権>

- (1) 譲渡(但し、BofA等に対する譲渡を除く)の際に発行者の取締役会の承認が必要である。
- (2) 発行者が一定の取引を行った場合又は発行者に一定の事由が発生した場合に、提出者が発行者に請求した場合、発行者はブラック・ショールズ決済金額で2023年第1回新株予約権を買い取る。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	927,662

上記(Y)の内訳	CVI Investments, Inc.の運用資金
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	927,662

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地